

春香クリスティーンさんと学ぶ

知っているようで知らない「指定都市」の役割

「政令市」や「政令指定都市」という言葉は多くの人が耳にしているが、どんな市がそれにあたるのか、また普通の市と何が違うのか、きちんと説明できる人は少ないのではないだろうか。そこで本企画では、政治に詳しく、最近では各地の地方議会も見学しているという、知性派タレントの春香クリスティーンさんをナビゲート役として、指定都市の役割や「指定都市市長会」についてレポートする。



Haruka Christine
春香クリスティーン タレント
1992年、スイス連邦チューリッヒ市生まれ。父は日本人、母はスイス人のハーフ。日本語、英語、ドイツ語を操る。2008年に単身来日し、タレント活動を開始。日本政治に強い関心を持ち、週に数回、永田町で国会論戦を見学することも。趣味は国会議員の追っかけ、国会議員カルタ制作。テレビ番組のコメンテーターなどを務めるほか、新聞、雑誌への寄稿も多数。

取材・構成●塚田有香
写真撮影●長谷川博一(春香クリスティーンさん)、まるやゆういち(左ページ市長会議)
ヘアメイク●田 有伊(Paja・Pati)

Q 「指定都市市長会」って、どんな活動をしているの？



A 国に対して、政策提案や意見表明をしています。

指定都市市長会とは、二十の指定都市が連携して、日本の大都市行政を円滑に推進することを目的とした組織です。活動の中心は、国に対する政策提案や意見表明です。地方分権や地方創生の推進、地方の課題を解決するための予算編成などについて、指定都市の声を積極的に国に伝えています。たとえば、安倍内閣が策定するいわゆる「骨太の方針二〇一七」に対する意見書を今年五月に提出し、会長を務める林文子横浜市長が菅義偉官房長官に直接お会いして、会の考えをお伝えしました。また、高市早苗総務大臣(当時)との懇談会で意見交換をしたり、各政党への要請活動も行なっています。



——なるほど、国と地方のバ
イブ役を果たしているんですね。
国への提言をより良いものにするため、指定都市二十市の市長が集まる会議を開催したり、課題ごとに部会やプロジェクトを立ち上げて調査・研究も行なっています。現在は「子育てに優しい社会実現プロジェクト」と、「観光先進国実現プロジェクト」を立ち上げ活動しています。また、近年力を入れているのが、大規模災害への対応です。指定都市市長会では、東日本大震災での経験を踏まえて、平成二十五年十二月に全指定都市が一丸となって被災地支援に取り組みための行動計画を作りまし
た。
—— 指定都市市長会の提言や要請によって、これまでにどんな成果がありましたか。
身近な例としては、義務教育の学級編制や教職員定数を決める権限が、道府県から指定都市に移されました。権限が移されたことで、道府県よりも現場に

近い指定都市が、直接、学校ごとの実情やニーズに合わせてクラスの人数の基準を決めたり、少人数教育や不登校対応等のために教職員を増員することができるようになりました。
——それはいいことですね。たとえ同じ県内でも、地域によって事情は違うわけですから、そもそも地方自治制度の原則は、「住民に最も身近な市町村が一番大きな権限を持つべき」という考えです。ただ実際は、道府県が強い権限を持ち、担当する仕事も広範囲にわたります。その弊害として、市と県の間で二重行政が生じたり、指定都市の仕事量に見合う税源が措置されないと
いう問題も起きています。
——その問題を解決する方法はないのですか？
そのために今、指定都市市長会が提案しているのが「特別自治市」など多様な大都市制度の早期実現です。「特別自治市」とは、現在道府県が行なっている事務をすべて特別自治市が受け持ち、それに見合う税財源も移管して、自立した都市行政を行なう制度です。特別自治市を設ければ、二重

今年7月11日、指定都市市長会は都内において、市長会議および総務大臣と指定都市市長との懇談会を開催し、地方分権の推進や地方創生の実現に向けた活発な意見交換が行なわれた。
懇談会では、林会長から高市早苗総務大臣(当時)に、指定都市市長会からの要請書が手渡された。この要請書には「地方分権改革の推進と多様な大都市制度の早期実現」「大都市財源の拡充強化」「大規模災害に備えた体制作り」などの項目が盛り込まれており、国と地方が一体となって、一層強力に地方創生を推進していくことを求めている。



指定都市って、普通の市とどう違うんですか？



A 日本をリードする都市として、特別な役割を期待されています。

指定都市とは、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、政令で指定される人口五十万人以上の市」です。「政令市」「政令指定都市」の通称もありますが、法律上の正式名称は「指定都市」です。現在は全国に二十の指定都市があります。指定都市に居住する人口は、日本全体の二・七％、

「指定都市」とは？

指定都市は全国20都市。このうち最も人口が多いのは横浜市で、約370万人が居住する。指定都市制度が発足したのは昭和31年で、当初は横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市の5都市でスタート。最も新しい指定都市は平成24年に指定された熊本市。



日本に暮らす五人に一人は指定都市の住民なのです。
——指定都市の特徴は、人口の多さだけですか？
一般の市町村にはないさまざまな特例が認められています。たとえば、道府県に代わって道路を管理したり、独自の都市計画を策定することなどです。
——なぜ、こうした特例が認められているのでしょうか？
都市圏における中枢都市として、地域全体を活性化する牽引役となることが期待されているからです。
また待機児童や高齢者の増加といった課題に対し、他に先駆けて政策を打ち出しています。
【指定都市は日本の縮図である】
と言われますが、だからこそいち早く足元の課題解決に取り組む、パイオニアとなっているのです。

「指定都市市長会」の役割を初めて知りました！

指定都市という言葉は知っていましたが、その20の都市が集まってそれぞれの地域の課題を話し合い、国に働きかけていることは初めて知りました。
20の指定都市が「点」でバラバラに存在しているのではなく、お互いに連携し、「線」や「面」として大きな力を発揮している。しかも私たちに近い基礎自治体という立場だからこそ、市民の代弁者として国に訴えるものがあるし、提言が持つ影響力も大きいのでしょうね。

指定都市市長会の活動は、教育や子育て、防災などといった、私たちの生活に身近な問題に深く関わっていることなので、これからもその取組に注目していきたいと思いました。
今後はどの地域も人口減少という大きな課題に直面することになりますが、指定都市が力を合わせてそれを乗り越えるための施策をどんどん実行して、日本全体を盛り上げてください！

